

戦争法の廃止を求めます



2015年9月に強行採決された戦争法(安保法制)は憲法第9条の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」に明確に違反しています。自民党は2012年に日本国憲法改正草案を発表し、戦争をしつづけた戦前に回帰しようとしています。2016年夏の参議院選挙で自民党が勝利するならば、改憲の動きをさらに強めてくるのは火を見るより明らかです。私たちは、憲法を尊重し擁護する義務(憲法第99条)を負う国家公務員労働者として、立憲主義を取り戻すため、戦争法の廃止を求めます。

戦争の奉仕者にさせられた戦前の国家公務員

私たち国家公務員は、戦前は天皇の官吏であり、その使用人として、戦争遂行のために全面的に協力させられました。戦後、日本国憲法第15条で、国家公務員は一部の奉仕者ではなしに、国民全体の奉仕者として働くことが定められました。

労働行政

女性や中学生までも徴用

戦前の労働行政は、1944年7月の国民徴用令により、最初に発動されたのは、850万人の国民を中国大陸の陸軍関係建設作業に徴用することでした。労務統制では、女性も工場作業のみならず炭鉱労働にまで動員し、学徒勤労令では中学生以上の学生を工場などに徴用しました。

裁判所

戦争に反対する者を処罰

戦前は、国民のための裁判所はありませんでした。司法権は天皇に属し、裁判所は「天皇の裁判」を行うための機関でした。「天皇の裁判」では、治安維持法違反が典型的な例ですが、天皇制国家に反対する者や戦争に反対する者を犯罪者として処罰する役割を担いました。

気象事業

天気予報は知らされず

戦時中は、天気予報もいっさい軍事機密として公表されませんでした。1939年制定の「軍用資源秘密保護法」は、軍事上秘密を要する気象に関する重要な事項、気象だけでなく、台風の進路や地震、津波の被害までも罰則付きで漏洩を禁止しました。そのため、1944年12月の南海地震、1945年1月の三河地震で学童疎開の子どもたちが犠牲になりましたが、親にも知らせずに秘密にされました。3年8カ月もの間、天気予報は公表されなかったために災害で多くの犠牲者が出ました。

二度と戦争に加担しない

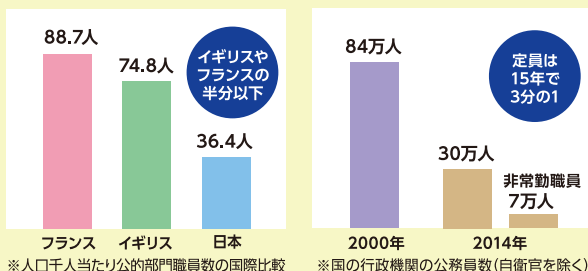
私たち国家公務員労働者は、国民の基本的人権を守るのが仕事です。二度と戦争に加担して国民の人権を侵すようなことはしたくはありません。戦争法を廃止する運動に、みなさんのご協力をお願いします。

憲法をいかし、公務・公共サービスの拡充を

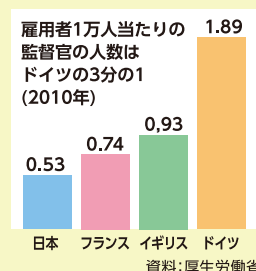
長年にわたる国家公務員の定員削減により、行財政・司法がおびやかされています。

国公労連は国民のいのちとくらしをまもる公務・公共サービスを拡充するため定員削減に反対しています。

少なすぎる公務員



たとえば、労働基準監督官の人数が少なくブラック企業を監視しきれない



(注)この計算のもとになっている日本の労働基準監督官の人数は、2,474人だが、実際には事業場を臨検監督しない管理職が含まれている。管理職を除くと2,000人以下となり、0.42でドイツの4分の1以下ではない。

